

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社インフォネット			コード	4444
提出日	2026/6/10	異動(予定)日	2026/6/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外監査役の選任議案が付議されているため。 社外監査役である高野 昭二氏が定時株主総会終結をもって退任するため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	宇都宮 賢二	社外取締役	○														○		有
2	西川 菜緒子	社外監査役	○														○		有
3	横山 美帆	社外監査役	○														○		有
4	鈴木 裕司	社外監査役	○														○	新任	有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		宇都宮氏は、企業やサービスのブランディング分野において豊富な知識と多くの支援実績を有しております。当社が手がけるWebコミュニケーション領域においてもその専門的知見を活かし、企業経営全般にわたる的確な助言・提言を期待して選任しております。また、同氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定したものであります。
2		公認会計士として、会計事務所における会計監査経験と監査法人において大小様々な企業に対する監査業務経験を有しており、財務及び会計に関する豊富な知見を有していることから、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待して監査役に選任しております。また、同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれなく、独立役員としての確であると判断しております。
3		弁護士として、企業法務やコンプライアンスに精通していることから、法務的側面からの意見具申等を期待して監査役に選任しております。また、同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれなく、独立役員としての確であると判断しております。
4		公認会計士として、監査法人において大小様々な企業に対する監査業務経験と会計事務所における会計監査経験を有しており、財務及び会計に関する豊富な知見を有していることから、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待して監査役に選任しております。当社の社外監査役として、取締役会等について有益な意見を述べる等、社外監査役としての職務を適切に遂行されることを期待しております。また、同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれなく、独立役員としての確であると判断しております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。